



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# ウェルフェア・レポート<sup>®</sup>

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

## 約2割の事業所・施設がBCP策定の目途立たず

～厚生労働省

このたび、「令和3年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業」による「感染症対策や業務継続に向けた事業者の取組等に係る調査研究事業」の報告書が発表された(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所による調査)。同調査では、訪問介護事業所、通所介護事業所、介護老人福祉施設等5,000件を対象に、感染症と自然災害にかかるBCP(以下、感染症BCP、自然災害BCP)の策定状況や対策の実施状況等の実態を把握するためのアンケートを実施し、その結果をまとめている。調査は昨年10月27日～12月13日の間に行われ、有効回収率は36.2%。

報告書によると、感染症BCP、自然災害BCPともに昨年4月以降までに「策定済み」としている事業所・施設が全体の1/4を占めている一方で、「策定する目途は立っていない」と回答した事業所・施設も20%程度あった。特に、訪問介護事業所は策定目途が立っていないと回答する率がどちらも30%を超えていた。目途が立っていない事業所・施設において策定を難しいと感じている理由としては、感染症BCP、自然災害BCPいずれも「策定の進め方がわからない」「検討時間がない」「策定に関わる職員が不足」という回答が多く挙げられた。また、策定の予定があるところと、目途が立っていないところとを比較すると、後者は「検討すべき内容がわからない」「ガイドラインやひな形があることを知らない」と回答している率が高く、策定の最初の段階でつまづいている様子が見える。

集団感染の発生経験や自然災害の罹災経験がない事業所・施設では、それらの経験がある事業所・施設と比べて、BCPの策定の目途が立っていないと回答する率が高かった。また、策定している事業所であっても、そうした経験がないことが策定時の苦勞につながっていると回答している例も多く、経験の差が策定に影響を及ぼしていることが見える。

## LIFE の利用申請やデータ上書きの問題点などを周知

～厚生労働省

厚生労働省はこのほど、LIFE(科学的介護情報システム)に関する事務連絡3本を自治体などに発出した。

5月9日、「新たに事業所番号を取得する事業所等における科学的介護情報システム(LIFE)の利用申請等について」(介護保険最新情報 Vol.1074)を発出。都道府県は、新規指定や住所移転などを行った事業所の事業所台帳情報を専用フォーマットでLIFEに送付することになっているが、システムの受託事業者が4月1日から変更になったことに伴い、送付先アドレスも変更になったと周知した。

新規利用登録のスケジュールも周知し、今年3月および4月の新規指定等については、5月16日までに事業所台帳情報を提出するよう依頼。随時登録を行い、5月20日までにはLIFEホームページから新規利用申請が行えるようになるとした。そのうえで、5月23日から順次、該当事業所に対してLIFEの新規利用登録用のFAX送信が開始される。5月30日までに新規利用申請を受け付けた事業所については、6月10日までにFAXを送信する予定としている。

5月以降については、従前どおり都道府県が毎月10日までに前月の事業所台帳情報を提出すれば、15日頃にLIFEへの登録が完了。新規利用申請が可能になり、25日までに利用申請を行うと、翌月10日までに新規利用登録用のFAXが送信されるとしている。

5月16日には、「科学的介護情報システム(LIFE)に関するお問い合わせフォームの再開及び今後の対応について」(介護保険最新情報 Vol.1076)を発出した。受託事業者の変更に伴い一時閉鎖されていたLIFEサイトの「お問い合わせフォーム」が、5月18日正午より再開したことを周知。これに伴い、LIFEヘルプデスクの緊急時電話番号での問い合わせ受け付けは終了している。

さらに、5月17日付けの「科学的介護情報システム(LIFE)における過去の記録の上書きについて」(介護保険最新情報 Vol.1077)では、システムの問題により、LIFEに利用者の様式情報を登録する際に過去のデータが上書きされるケースが確認されたとし、注意を促している。このため事業所に対し、LIFEサイトに掲載している「操作マニュアル等」を参考に、過去の入力内容が正しく反映されているかを確認するよう呼びかけている。たとえば、科学的介護推進体制加算の様式を4月と10月に登録した数名の利用者について、LIFE上で両方の記録が確認できれば問題なく、10月分しか確認できなければ上書きされたと判断できるとしている。

上書きされた場合、事業所が過去分に遡って入力し直す必要はなく、介護ソフトにおける対応が行われるまでの間、これまでどおりに様式を送信するよう求めている。データ提出が困難な場合でも、「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当するため、加算の算定は可能となる。

## 処遇改善加算の実績報告書の様式を改正

～厚生労働省

厚生労働省は5月16日、「『介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について』の一部改正について」(介護保険最新情報 Vol.1075)を自治体などに通知した。

2021年度介護報酬改定に伴い変更された介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算の実績報告書の様式例について、一部を見直したもの。今年2月から介護職員の給与アップを図る介護職員処遇改善支援補助金がスタートしたことに伴い、実績報告書(別紙様式3-1)の「2 実績報告<共通>」の②i)(d)欄が、「介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)の総額」から「処遇改善支援補助金による賃金改善の総額」に変更されるなどの改正が行われている。

なお、改正後の実績報告書は「2021年度の実績報告に用いる」よう依頼し、2022年度以降に用いる実績報告書等は、別途通知するとしている。

## 2024年度介護保険制度改革に向けて論点提示 議論本格化

～厚生労働省

厚生労働省は5月16日、「第93回社会保障審議会介護保険部会」を開催し、2024年度介護保険制度改革に向けた議論を本格的にスタートした。

この日はまず、厚労省が「今後の検討の進め方」として、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれることを踏まえ、▽2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムをさらに深化・推進する、▽介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保するという視点に基づいて議論する——という方向性を説明。そのうえで、①地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、②介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進、③給付と負担、④その他の課題——の4つの論点を提示した。そして、①において当面検討を行うテーマとして、▽在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的な支援、▽医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進、▽認知症施策、家族を含めた相談支援体制、▽地域における介護予防や社会参加活動の充実、▽保険者機能の強化——を挙げた。委員は、示された論点を概ね了承した。

まず、①地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進について議論し、委員から「介護サービス基盤を整備するにあたり人材確保が必要」との声や、「(都市部と離島・中山間地など)地域差が広がるなか、地域の実情を踏まえた制度の構築が求められる」といった意見や、現在65歳以上を一括りにしている高齢者のデータを、たとえば『65～74歳』『75～84歳』『85歳以上』など、より細かく示してほしい」などの要望が出た。

## 介護施設での「行動災害」防止に向けた議論を開始

～厚生労働省

厚生労働省は5月13日、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の第1回目の会合を行い、介護施設や小売業で増加している「転倒」「動作の反動・無理な動作」など「行動災害」の発生防止につながる対策の議論を開始した。

厚労省はこの日に示したデータで、「休業4日以上労働災害」の報告件数は、製造業や建設業で横ばい・減少傾向にある一方、介護現場や小売業といった第三次産業では増加傾向にあると指摘。なかでも「転倒」や「動作の反動」などによる「行動災害」が増加しており、職場環境の問題として対策を進める必要があるとした。さらに、60歳以上の就労が増えるに伴い、高齢者の労働災害の割合も増える傾向があり、労働災害による休業が「人手不足業界にとっては重大な経営課題」になると注意を促している。

今年1月に厚労省が社会福祉法人に対して行った「従業員が安心して安全に働き続けられる環境づくりに関するアンケート」調査では、「労働災害防止に取り組むうえでの行政や関係団体への要望」として、「他の施設が講じた再発防止対策の好事例の提供」「労働安全衛生対策を講じた際にかかった費用に対する助成」「新規採用した職員向けの教育テキストや動画の提供」などが挙げられている。

同検討会では今後、転倒防止・腰痛予防対策のあり方や具体的対策の方針について、規制の見直しも念頭に置いた検討を行う。

## 高齢者等拠出金が一時的に減少

～健康保険組合連合会

健康保険組合連合会は4月28日、「令和4年度健康保険組合の予算早期集計結果」の概要を公表した。2022年度予算編成状況について、同連合会に報告のあった1,358組合の数値をもとに、今年4月1日時点で存在する1,387組合の財政状況を推計したもの。

集計によると、2022年度予算の経常収支は2,770億円の赤字となる見通し。組合全体の約7割が赤字の状態となっている。保険料収入は、前年度比2,628億円(3.3%)増加し8兆2,723億円。このうち高齢者等拠出金は、前年度比2,080億円(5.7%)減の3兆4,514億円となっている。これは、2020年度の新型コロナウイルス感染拡大による高齢者医療費減の精算戻りなどが影響しており、一時的かつ極めて異例な減少であるとしている。平均保険料率は9.26%、収支均衡に必要な財源を賄うための実質保険料率は9.85%。

介護保険料は1.78%で、233組合が料率を引き上げている。

なお2023年度以降は、一時的な拠出金減少の反動に加え、団塊世代の75歳到達により高齢者等拠出金が急増することは必至とし、急激な財政悪化が予想されると指摘している。